



目 次

告 示	ペー ジ
○保安林の指定に係る通知の揭示	(治山林道課) 1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課) 1
○道路の区域変更(2件)	(道 路 課) 1
○道路の供用開始(3件)	(") 1
◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正	(会計企画課) 2
◎告示(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正	(") 2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女協同参画課) (1・20揭示) 2
入札公告	
○一般競争入札(不用パソコンの売払い)の公告	(情報政策課) 3
正 誤	
○正誤(平20・12・19付け 告示)	4

告 示

高知県告示第51号

平成20年12月農林水産省告示第1768号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成21年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
吾川郡清水村9番邸
 - 氏名
筒井 源吾
- 保安林に指定する通知の要旨

- 指定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町大森字南川236の2、237の1、237の2、字東ノ藪245、245の1、245の4、245の5、245の8、245の9、245の11、245の13
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第52号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

安芸郡馬路村北路

- 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	安芸郡馬路村馬路字北路	2847
2	" " " "	2839-11
3	" " " 字夏尾北平	2818-3
4	" " " 字北路	2839-2
5	" " " "	2895
6	" " " "	2871-3

- 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第53号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年1月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道

- 路線名 龍河洞公園

- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町東佐古字宮ノ前502番2から	前	11.0 }	180
	後	27.0	
香南市野市町東佐古字門田517番1まで	後	12.0 }	180
		50.0	

高知県告示第54号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年1月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 山北野市
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町兎田字シレイシ769番1から	前	8.0 }	120
		11.5	
香南市野市町兎田字シレイシ772番2まで	後	9.0 }	120
		31.0	

高知県告示第55号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年1月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町上八川上分字 青へろ9076番1から 吾川郡いの町上八川上分字 二ツ石1378番5まで	957	平成21年2月10日

高知県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年1月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍河洞公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
香南市野市町東佐古字宮ノ 前502番2から 香南市野市町東佐古字門田 517番1まで	180	平成21年1月30日

高知県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年1月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北野市
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
香南市野市町兎田字シレイ シ769番1から	120	平成21年1月30日

香南市野市町兎田字シレイ シ772番2まで	日
--------------------------	---

高知県告示第58号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成21年2月2日から施行する。

平成21年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中
「〃 江ノ口〃」
を
「〃 よさこい咲都〃」
に改める。

高知県告示第59号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正し、平成21年2月2日から施行する。

平成21年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中
「高知県高知警察署 〃 〃
江ノ口支店」を
「高知県高知警察署 〃 〃
都支店
よさこい咲 〃
」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年1月20日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年1月20日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった	定款変更に係る特定非営利活動法人
------------	------------------

年月日	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された 目的
平成21 年1月 20日	変更前	特定非 営利活 動法人 日高わ のわ会	濱田 善 久 高岡郡 日高村 沖名3 -2	この法人は、高齢者、子育て中の父母、子どもたち、障害者（知的・精神・身体障害者、難病）、ボランティアに対して、①喫茶わのわの運営②行政からの受託事業③精神障害者小規模作業所「ライフ・ファクトリー茂平」の運営④障害者の居宅支援サービスの提供⑤コミュニティー産業の開発とインフォーマルサービスの提供⑥地域や家庭における子育て支援とネットワークづくり⑦住民主体のまちづくりを目指した人材育成とネットワークづくり等を行い、住民自ら自分たちの暮らしの中で起こってくる社会的な課題を自分たちで、解決していくためのコミュニティー産業を開発、展開し住民の就労の場を提供すると共に、年齢や障害に関係なく社会参加できるノーマライゼーションの実現を目指すことを

	変更後	〃	〃	<p>目的とする。</p> <p>この法人は、高齢者、子育て中の父母、子どもたち、障害者（知的・精神・身体障害者、難病）、ボランティアに対して、①喫茶わのわの運営②行政からの受託事業③障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、障害福祉サービス事業、相談支援事業、地域活動支援センターを営む事業④コミュニティー産業の開発とインフォーマルサービスの提供⑤地域や家庭における子育て支援とネットワークづくり⑥住民主体のまちづくりを目指した人材育成とネットワークづくり等を行い、住民自ら自分たちの暮らしの中で起こってくる社会的な課題を自分たちで、解決していくためのコミュニティー産業を開発、展開し住民の就労の場を提供すると共に、年齢や障害に関係なく社会参加できるノーマライゼーションの実現を目指すことを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">----- 入 札 公 告 -----</p> <p>不用パソコンの売払いについて、次のとおり一般競争入札に付する。 平成21年1月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 売払い物品の名称及び数量 一般業務用ノート型パソコン 184台 (2) 売払い物品の機種名及び台数 入札説明書による。 (3) 売払い物品の引渡場所 高知県政策企画部情報政策課 (4) 売払い物品の引渡期限 平成21年3月17日 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 高知県における「平成21～23年一般（指名）競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書に関する問い合わせ先 郵便番号780-0870 高知市本町四丁目1-16 高知電気ビル 高知県政策企画部情報政策課 電話番号088-823-9773 (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法</p>	<p>ア 交付期間 平成21年1月30日（金）午前9時から同年2月24日（火）午後5時まで</p> <p>イ 交付方法 高知県政策企画部情報政策課ホームページ（http://www.pref.kochi.jp/~jyouhou/）からのダウンロードによる。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成21年3月3日（火）午後2時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成21年3月2日（月）午後4時までに(1)の問い合わせ先に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁厚生棟臨時会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 免除する。 イ 契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第39条及び第40条の規定による。 (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (3) 落札者の決定方法 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 (4) 契約書作成の要否 要 (5) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添付して、高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。ただし、平成21年2月13日（金）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格を与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、入札参加資格を与えられない場合がある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書に朱書きするとともに、その旨を申し出ること。 (6) 詳細は、入札説明書による。</p>
--	-----	---	---	--	--	--

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平20・12・19	9104	告示	3	右 (14~16)	高岡郡四万十町興津字元谷山2519番1まで	高岡郡四万十町興津字元谷山2529番1まで